

令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第 22条第 1 項の規定により、令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 25 日 提出

大府市長 岡 村 秀 人

記

1 健全化判断比率 (単位：％)

| 実質赤字比率       | 連結実質赤字比率     | 実質公債費比率       | 将来負担比率       |
|--------------|--------------|---------------|--------------|
| —<br>(12.07) | —<br>(17.07) | 0.4<br>(25.0) | —<br>(350.0) |

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表示する。
- 2 早期健全化基準を括弧内に表示する。

2 資金不足比率 (単位：％)

| 公営企業会計の名称 | 資金不足比率   |
|-----------|----------|
| 水道事業会計    | — (20.0) |
| 下水道事業会計   | — (20.0) |

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」で表示する。
- 2 経営健全化基準を括弧内に表示する。